

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

FEBRUARY 14TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 1月 CPI 前年同月比+1.5% PPI 前年同月比+4.3%

【貿易・投資】

- 1月の貿易統計 輸出は前年同月比+11.1% 輸入は同+36.9%

【金融・為替】

- 1月の外貨準備高 12ヶ月連続で増加
- 2017年国際収支統計 貿易黒字縮小 外貨準備高増加
- 人民銀行・外管局 2018年の運営方針 穏健・中立的な金融政策 金融リスクの防止に重点

■ RMB REVIEW

- 人民元安方向への動きが継続

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「出発港での税額還付政策の改善に関する通知」
- 「税関特別監督管理区域企業への増値税一般納税者資格付与試行に関する公告」ほか

本邦におけるご照会先:

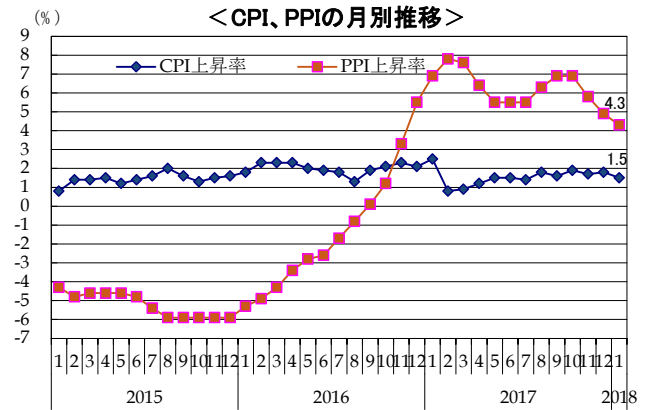
三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆1月 CPI 前年同月比+1.5% PPI 前年同月比+4.3%

国家統計局の9日の発表によると、1月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.5%となり、前月より0.3ポイント下落した。項目別では、食品が前年同月比▲0.5% (12月:同▲0.4%)、非食品が同+2.0% (12月:同+2.4%)となった。食品のうち、豚肉が同▲10.6% (12月:同▲8.3%)、野菜が同▲5.8% (12月:同▲8.6%)と下落した。一方、卵は+14.2% (12月:同+11.4%)、羊肉は同+12.0% (12月:同+12.6%)と上昇した。非食品では、医療保健が同+6.2% (12月:同+6.6%)、住居が同+2.7% (12月:同+2.8%)、教育・文化・娯楽が同+0.9% (12月:同+2.1%)となった。



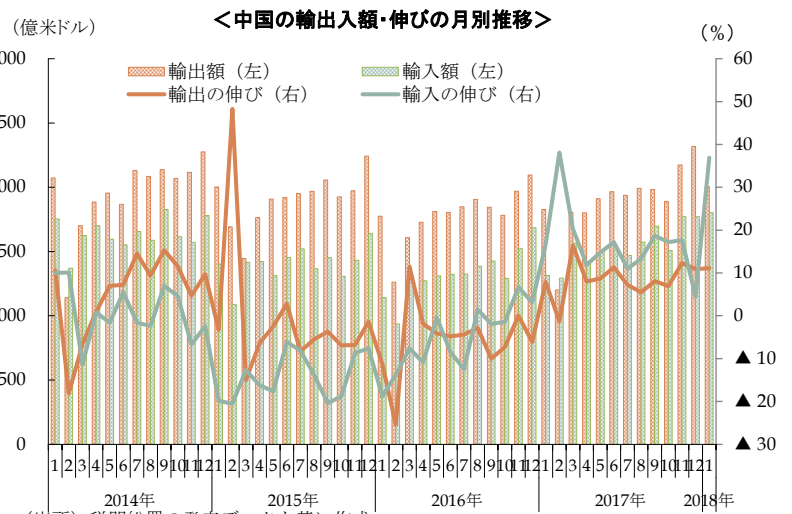
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

1月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+4.3%と、上昇幅は前月より0.6ポイント縮小し、3ヶ月連続の鈍化となった。産業別では、鉄鋼製錬・圧延加工が同+14.3% (12月:同+18.5%)、非金属鉱物製品が同+13.4% (12月:同+12.4%)、石油・天然ガス採掘が同+12.4% (12月:同+20.1%)などで上昇幅が大きかった。

【貿易・投資】

◆1月の貿易統計 輸出は前年同月比+11.1% 輸入は同+36.9%

税関総署が8日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、1月の輸出は前年同月比+11.1% (12月:同+10.9%)の2,005.2億米ドル、輸入は同+36.9% (12月:同+4.5%)の1,801.8億米ドルとなった。



(出所) 税関総署の発表データを基に作成

1月の対日貿易については、輸出が前年同月比+1.7% (2017年:同+6.1%)の124.5億ドル、輸入が同+37.3% (2017年:同+13.7%)の139.1億ドルとなった。

同署の発表によると、品目別の輸出額(人民元建て)では、電子・機械製品が前年同月比+9.4%で、輸出全体の58.1%を占めた。うち伸び率が高かった製品は、携帯端末の前年同月比+30.1%、IC回路の同+28.9%、パソコンと関連部品の同+10.8%など。一方、労働集約型製品の輸出額は前年同月比▲5.3%で、輸出総額に占める割合は20.2%だった。また輸入では、原油、石油製品、石炭の輸入数量が前年同月比でそれぞれ+19.6%、+11.5%、+10.6%など、大口商品の輸入量が増加した。輸入額(人民元建て)では、電子・機械製品が前年同月比+37.1%となった。

<2018年1月の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)>

国・地域	輸出入総額	前年比	輸出	前年比	輸入	前年比
米国	532.7	16.4%	375.8	12.7%	156.9	26.5%
日本	263.5	17.8%	124.5	1.7%	139.1	37.3%
韓国	254.1	22.3%	86.2	10.4%	167.9	29.5%
香港	235.0	21.9%	228.8	22.1%	6.2	17.6%
台湾	187.2	38.2%	41.4	26.5%	145.9	41.9%
ドイツ	154.6	22.9%	63.7	8.8%	90.9	35.2%
ベトナム	133.6	75.0%	72.3	49.8%	61.3	118.2%
オーストラリア	127.7	6.8%	36.6	1.2%	91.0	9.2%
マレーシア	89.3	30.0%	38.0	15.9%	51.4	42.8%
ロシア	82.5	27.0%	38.8	16.0%	43.8	38.5%

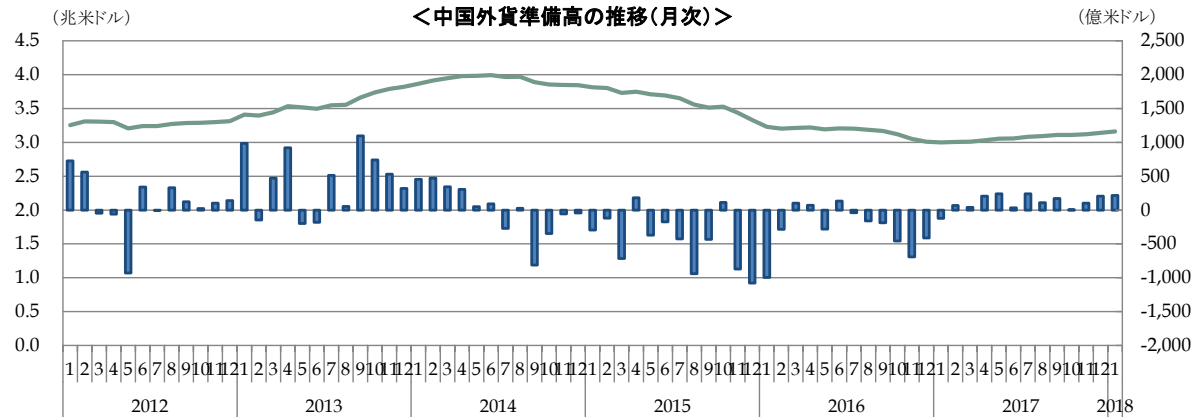
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆1月の外貨準備高 12ヶ月連続で増加

中国人民銀行の7日の発表によると、1月の外貨準備高は前月比+215億米ドルの3兆1,615億米ドルと、12ヶ月連続で前月を上回った。

国家外貨管理局は、12月の外貨準備高の増加は、米ドルに対する他の通貨の上昇により資産の米ドル換算額が増加したことが要因とした。今後、国内経済の堅調な推移と世界経済の回復に伴い、クロスボーダー資金移動と外貨需給が一層安定し均衡した状態に向かうとの見通しを示した。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆2017年国際収支統計 貿易黒字縮小 外貨準備高増加

国家外貨管理局は8日、2017年の国際収支速報値を発表した。

経常収支は1,720億米ドルの黒字で、黒字幅は前年より244億米ドル縮小、黒字の対GDP比率は前年の1.9%から1.4%に低下した。貿易収支は4,761億米ドルの黒字で黒字幅は前年より150億米ドル縮小し、輸入の伸び(前年比+16.0%)が輸出の伸び(前年比+11.0%)を上回ったことを反映。サービス収支は2,612億米ドルの赤字で赤字幅は前年より170億米ドル拡大し、中国居住者の海外旅行の増加等を反映した。

資本・金融収支は前年の263億米ドルの黒字から91億米ドルの赤字に転じた。直接投資収支は前年の466億米ドルの純流出から638億米ドルの純流入に転じ、外貨準備高は前年末から930億米ドル増加した。

＜国際収支の主要項目の推移＞

項目	2015年 金額(億米ドル)	2016年 金額(億米ドル)	2017年(速報) 金額(億米ドル)
経常収支	3,042	1,964	1,720
貿易収支	5,762	4,911	4,761
サービス収支	▲ 2,183	▲ 2,442	▲ 2,612
(内:旅行)	▲ 2,049	▲ 2,167	▲ 2,209
第一次所得収支(所得)	▲ 411	▲ 440	▲ 316
第二次所得収支(経常移転)	▲ 126	▲ 95	▲ 114
資本・金融収支	▲ 912	263	▲ 91
資本収支	3	▲ 3	▲ 1
金融収支	▲ 915	267	▲ 90
準備資産を除く金融収支	▲ 4,345	▲ 4,170	825
(内:直接投資収支)	681	▲ 466	638
準備資産	3,429	4,437	▲ 915
誤差脱漏	▲ 2,130	▲ 2,227	▲ 1,628

(出所) 国家外貨管理局の公表データを基に作成

(注1) ▲はマイナス

(注2) 準備資産は、金、特別引出権(SDR)、IMFリザーブポジション、外貨準備等から成る。準備資産の増加は対外資産の増加として、国際収支統計上はマイナス(▲)となる

◆人民銀行・外管局 2018 年の運営方針 穏健・中立的な金融政策 金融リスクの防止に重点

中国人民銀行と国家外貨管理局(外管局)は昨年 12 月の中央経済工作会議を受けて 5~6 日、合同工作会議を開催し、2018 年の金融政策と外貨管理の運営方針を決定した。

金融政策については、穏健且つ中立的な金融政策を維持することを強調し、シャドー・バンキングや不動産融資の管理強化に努め、人民元国際化を穏やかに推進していくとした。外貨管理政策については、自由貿易試験区の規制緩和の試行を進めるとともに、外商投資の合法的な権益を保護することを強調する一方、クロスボーダー資金移動に対し、金融システム全体に対する「マクロプルーデンス管理」と個々の市場参加者に対する「マイクロ市場監督管理」の両面からの監督管理を行うことで、金融リスクの防止と解消を図る方針を示した。

＜人民銀行・外管局 2018 年の政策方針＞

人民銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融政策の穏健・中立の維持、流動性の安定維持 ・ 供給側構造改革への支援強化、重点分野や脆弱分野への支援強化 ・ 金融リスクの防止、リスクの測定・評価・事前警戒・対応システムの強化 ・ マクロプルーデンス政策の枠組みの改善、シャドー・バンキングと不動産融資の管理強化 ・ 金利自由化改革の深化、市場原理に基く人民元相場形成メカニズムの改善、人民元相場の安定維持 ・ 社債の発行認可と情報開示の基準統一、債券デフォルトの対応体制の改善、債券市場の双方向の開放促進 ・ 住宅賃貸への金融支援体制の確立、インターネット金融の監督管理強化 ・ 人民元国際化の推進
外管局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易試験区の外貨管理試行の推進、資本項目の自由兌換の穏やかな推進 ・ 外商投資の合法的な権益の保護、企業の対外投資の支援 ・ 外為取引ツールの多様化、外為取引参加者の拡大 ・ 企業の為替リスクヘッジ管理意識の向上 ・ クロスボーダー資金移動に対するマクロプルーデンス管理とマイクロ市場監督管理の両面からの監督管理 ・ 「一帯一路」国家戦略の支持、外貨準備高の安定確保

RMB REVIEW

◆人民元安方向への動きが継続

週初(2/5)オンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、安値圏 6.3049 で寄り付いた。7 日には中国人民銀行(PBOC)が対ドル基準値を元高方向に設定したこともあり、人民元は 2015 年 8 月以来となる 6.2519 まで上昇した。しかし、①8 日に公表された 1 月の中国の貿易黒字が予想比大きく減少したことに加え、②中国国家外貨管理局(SAFE)が 7 日に発表していた声明などから、資本規制が再び緩和方向へ向かい、人民元を巡る需給環境が人民元安方向に向かうとの思惑が台頭したこともあり、人民元は一転週末にかけて安値 6.3550 まで反落した。

8 日に発表された中国の 1 月の貿易収支は 203.4 億ドルの黒字と予想(546.5 億ドル)比大きく減少した。内訳をみると、輸入が大幅に増加したことが主因。昨年も 2 月の貿易収支が一時的に 9 億ドルの赤字に落ち込むなど、年初は旧正月の影響などから統計数字が振れ易いものの、市場では素直に人民元安の材料とみなされた。

中国国家外貨管理局(SAFE)は、7 日に同局のホームページ上で、今後資本流出規制を再び緩和する可能性を示唆する潘功勝局長の声明を公表。8 日には中国当局が、QDLP(適格国内有限責任組合)制度を 2 年ぶりに再開するとロイター社が報じた。QDLPとは、資産運用会社が中国本土で資金を調達し、海外に投資することを認める制度である。年初からの人民元の対ドルでの上昇はドル安の影響も小さくないものの、人民元は通貨バスケットに対しても上昇傾向にあった。こうした背景には、中国当局による資本規制が効いていたとみられる。実際、直近の国際収支統計を確認すると、2017 年第 1 四半期から第 3 四半期までの対外直接投資が前年同期比で大きく減少するなど一定程度抑制されていた。中国当局は、数年前にみられていた資本流出のリスクが後退して来たと判断し、過度な人民元の独歩高を抑制することも視野に、人民元通貨制度改革という本来の長期的な政策目標に向かって、資本規制の調整に着手しつつある可能性がある。

こうした中国サイドの材料から、目先の人民元相場はバスケットに対しても一定の人民元安が進み易く、またドルも年初からの全面安が足元反転している。来週の人民元対ドル相場は今週見られ始めた人民元安方向への動きが続くとみている。尚、来週の 15 日から翌週 21 日まで中国市場は旧正月のため休場となっている。

(2月9日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.02.05	6.3049	6.2829~ 6.3100	6.2927	0.0129	5.7346	0.0147	0.80382	0.0005	7.8410	-0.0052	2.7200	3652.87	25.70
2018.02.06	6.3027	6.2686~ 6.3027	6.2783	-0.0144	5.7458	0.0112	0.80182	-0.0020	7.7846	-0.0564	2.6700	3529.59	-123.28
2018.02.07	6.2771	6.2524~ 6.2945	6.2596	-0.0187	5.7446	-0.0012	0.80121	-0.0006	7.7453	-0.0393	2.7100	3466.46	-63.12
2018.02.08	6.2850	6.2800~ 6.3550	6.3260	0.0664	5.7644	0.0198	0.80793	0.0067	7.7375	-0.0078	2.9300	3416.66	-49.80
2018.02.09	6.3212	6.2920~ 6.3350	6.3004	-0.0256	5.7708	0.0064	0.80569	-0.0022	7.7262	-0.0113	2.5600	3279.15	-137.52

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2018年1月下旬から2月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【税】

○「出発港での税額還付政策の改善に関する通知」(財税[2018]5号、2018年1月8日発布・実施)

一部の指定港から上海の洋山保税港区を経由して輸出されるコンテナ貨物について、2012年から輸出企業に対するインセンティブとして出発港での増値税輸出還付が試行されているが、その範囲を拡大するもの。
■指定港(出発港)は、従来の青島前湾港、武漢陽邏港、南京龍潭港、蘇州太倉港、連雲港連雲港港、蕪湖朱家橋港、九江城西港、岳陽の8港に、瀘州(四川)、重慶果園港、宜昌宜昌港、張家港永嘉港、南通狼山港の5港が追加された。このうち、武漢陽邏港、南京龍潭港、蘇州太倉港は、コンテナ貨物を追加で積み込みができる中継港にも指定された。また、輸出港には、上海外高橋港区が追加された。
■なお、増値税輸出還付が適用される輸出企業とコンテナ貨物を輸送する運輸企業については、新たに次の条件が適用される。
 ・輸出企業は、輸出税額還付(免除)分類管理類別が1類か2類で、税関信用等級が一般信用企業か認証企業であること。
 ・運輸企業は、税関信用等級が一般信用企業か認証企業で、納税信用等級がB級以上であること。
■原文は財政部の下記サイトをご参照。
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201801/t20180126_2800514.html

[規則]

【税】

○「税関特別監督管理区域企業への増値税一般納税者資格付与試行に関する公告」(国家税務総局公告2018年第5号、2018年1月12日公布、同年2月1日施行)

一部の税関特別監督管理区域(保税區、輸出加工区など)の企業に対して増値税一般納税者の資格を与え、税負担の軽減を図る措置が2016年11月から試行されているが、その指定区域を拡大するもの。(試行の概要については、本誌2016年11月2日号のEXPERT VIEWの解説記事をご参照。)
■新たに指定された区域は、以下の通り。
 浙江寧波輸出加工区、成都高新綜合保税區、阿拉山口綜合保税區(新疆ウイグル自治区)、広西北海輸出加工区、北京天竺綜合保税區、上海閔行輸出加工区、郴州綜合保税區(湖南省)、遼寧大連輸出加工区、福州保税港区、福州輸出加工区、青島前湾保税港区、武漢東湖綜合保税區、無錫高新区綜合保税區、蘇州高新技術産業開發區綜合保税區、鎮江綜合保税區、淮安綜合保税區(江蘇省)、吳江綜合保税區(江蘇省)の17地区。
 なお、企業が増値税一般納税者資格を取り止めたい場合、資格申請から満36ヵ月を経過した後に申請できるとされ、復帰する場合はさらに満36ヵ月を経過しなければならないとされている。
■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3256331/content.html>

○「増値税一般納税者登記管理の若干の事項に関する公告」(国家税務総局公告 2018 年第 6 号、2018 年 1 月 29 日公布、同年 2 月 1 日施行)

今年 2 月 1 日から施行された「増値税一般納税者登記管理弁法」の補足規定。(同「弁法」の概要については、[本誌2018年1月17日号のEXPERT VIEW](#)の解説記事をご参照。)

■主な内容は、以下の通り。

- ✓ 「弁法」に規定する増値税一般納税者の年販売額基準の計算期間(連続 12 ヶ月を超えないか四半期の経営期間)について、販売収入を得ていない月または四半期も含める。
- ✓ 同じく販売額について、「納税申告販売額」はすべての課税販売額で、免税販売額と税務機関の発票(領収書)代理発行による販売額を含め、また「査察・処分販売額」と「納税評価調整販売額」は査察・処分を行った当月または当四半期の販売額を含めるが、税が帰属する期間の販売額は含めない。
- ✓ 納税者が貨物販売、加工・修理役務、無形資産・不動産販売を兼営している場合、前二者と後者でそれぞれ販売額を計算し、いずれかが規定の基準を上回った場合には増値税一般納税者として登記する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3261412/content.html>

○「納税信用評価の関係事項に関する公告」(国家税務総局公告 2018 年第 8 号、2018 年 2 月 1 日公布、同年 4 月 1 日施行)

企業に対する税務機関の納税信用評価に関する公告。従来の「納税信用管理弁法(試行)」(2014 年 10 月 1 日施行)を補足するもの。(同弁法の概要については、[本誌2014年7月23日号のEXPERT VIEW](#)の解説記事をご参照。)

■主な内容は、以下の通り。

- ✓ 納税信用評価の対象企業を拡大する。新規設立企業(初めて税務機関で登記情報確認、納税情報提出の税関係手続きを行った日から 1 月 1 日~12 月 31 日の評価年度で 1 年に満たない企業)、評価年度中に営業収入のない企業、税務機関による企業所得税査定徴収を適用する企業も対象とする。
- ✓ 新規設立企業の評価については、2018 年 4 月 1 日より前に税関係手続き(上記)を行った場合は、4 月 30 日までに評価を行い、4 月 1 日以降は随時に評価を行う。
- ✓ 評価年度中に営業収入のない企業と企業所得税査定徴収を適用する企業については、評価年度終了の翌年 4 月を期限として評価を行う。(注:一般の企業は 4 月に評価結果が確定。)
- ✓ 納税信用等級について、従来の A 級、B 級、C 級、D 級に新たに M 級を追加する。M 級の企業は、新規設立企業か、評価年度中に営業収入がないが評価点が 70 点以上の企業とし、インセンティブとして税務機関が増値税専用発票の認証を行わず、租税政策と管理規定についての指導を行う。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3274438/content.html>

○「租税協定における“受益者”の関係問題に関する公告」(国家税務総局公告 2018 年第 9 号、2018 年 2 月 3 日公布、同年 4 月 1 日施行)

中国と外国・地域(香港・マカオを含む)との租税協定に規定される、配当・利子・使用料などの所得の“受益者”(原文は“受益所有人”)について、新たに判定の基準を示したもの。“受益者”に当たらないと判定された場合には、租税協定の待遇が享受できなくなる。

■要点は、以下の通り。

	<p>✓ “受益者”の判定で申請者が次の状況にある場合、一般的に申請者に不利となる。</p> <p>① 申請者が所得を得てから12ヵ月以内に所得の50%以上を第三国・地域の居住者に支払う義務を有する場合。</p> <p>② 申請者の従事する経営活動が実質的な経営活動を構成しない場合（実質的な経営活動には、実質的な製造・販売・管理などの活動、実質的な投資支配管理活動が含まれる）。</p> <p>③ 租税協定の相手国・地域が所得に対して非課税、免税としている場合、または課税としているが実効税率が極度に低い場合。</p> <p>④ 利子が支払われる貸付契約と別に、第三者との間に金額・利率・締結時期が近似の貸付契約または預金契約が存在する場合。</p> <p>⑤ 使用料が支払われる著作権・特許・技術などの使用権の譲渡契約と別に、第三者との間に著作権・特許・技術などの使用権または所有権の譲渡契約が存在する場合。</p> <p>✓ 配当所得について、申請者が“受益者”の条件に合致しない場合でも、申請者が直接または間接に100%持分を所有する企業が“受益者”の条件に合致し、かつ次のいずれかに該当すれば“受益者”とみなす。</p> <p>a. “受益者の条件”に合致する企業が申請者の居住国・地域の居住者である場合。</p> <p>b. “受益者”の条件に合致する企業が申請者の居住国・地域の居住者ではないが、その企業とその企業が間接的に持分を所有する中間企業がともに条件に合致する場合。</p> <p>✓ 配当所得を得た申請者が次にどれかに該当する場合、直接に“受益者”として判定する。</p> <p>① 租税協定の相手国・地域の政府の場合。</p> <p>② 相手国・地域の居住者で、かつ相手国・地域での上場会社の場合。</p> <p>③ 相手国・地域の居住者個人である場合。</p> <p>④ 上記三者のいずれかが単独または複数で直接または間接に100%持分を所有し、かつ間接的に持分を所有する中間企業が中国の居住者または相手国・地域の居住者である場合。</p> <p>✓ 上記の持分比率は、配当所得を得る前の連続12ヵ月以内において変わらないことを条件とする。</p> <p>■ 公告の原文と解説は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3279059/content.html</p>
--	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

~アンケート実施中~
 (回答時間:10秒。回答期限:2018年3月14日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>